

社会福祉法人青藍会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人青藍会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする常勤理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、非常勤理事及び監事をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員の職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費、日当）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全評議員の報酬総額は、年間100万円以内とする。

- 2 常勤理事に対する報酬は、別表1「理事の報酬」に定める額とする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別表2「非常勤理事及び並びに評議員の報酬」に定める額とする。
- 4 個々の評議員の報酬は、別表2「非常勤理事及び並びに評議員の報酬」に定める額とする。
- 5 各々の監事の報酬額は、別表2「非常勤理事及び並びに評議員の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、理事及び監事並びに評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「社会福祉法人青藍会 賃金規程」に準ずる。
- 3 常勤理事、非常勤理事、監事及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費、日当等）を、「社会福祉法人青藍会 旅費規程」に準じて、出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年6月1日から改訂施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年3月1日から改訂施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から改訂施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年1月28日から改訂施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

ただし、平成29年2月25日現在、在任する理事及び監事については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成30年1月16日から改正施行する。

別表1 理事の報酬

<報酬> (円)

区分	単位	報酬額	備考
理事長	月	500,000	
業務執行理事	月	400,000	

別表2 非常勤理事及び監事並びに評議員の報酬

<報酬> (円)

役員名	区分	単位	報酬額	備考
非常勤理事	理事会出席	回	11,000	源泉所得税込み
監事	監事監査実施	回	55,000	源泉所得税込み
監事	会議出席時	回	11,000	源泉所得税込み
評議員	評議員会出席	回	11,000	源泉所得税込み

交通費は旅費規程に準ずる。